

検温実施、要求実現！

検温実施も内容が不明で あり申し入れを行う！！

大阪第一・第二運輸所で8月18日から「出勤時の社員の検温実施について」の掲示が出されました。掲示では【開始時期】、【測定方法】と【就業可否の基準】のみで検温時の労働時間や37.5℃以上の勤務認証等の内容が不明です。現場に確認すると検温は準備時間に含まれる。検温を行い37.5℃以上の時は傷病扱いと回答がありました。

検温について多くの問題があり下記の申し入れを行いました。

【申し入れ内容】

1. 検温の実施は就業規則外であり組合との協議を行うべきである。組合との協議を無視したことに謝罪を求める。
2. 新幹線各運輸所にて、8月18日から出勤時の社員の検温をすることになった理由を明らかにすること。
3. 検温結果が37.5℃以上の場合、就業不可としているが、就業規則の適用条項とその根拠を明らかにすること。
4. 検温結果が37.5℃以上あったときの対応について明らかにすること。
5. 37.5℃以上の発熱の症状で病院の受診及び診察結果の報告を会社が指示する場合、診察に掛かった費用は会社が全額負担すること。
6. 就業不可の判断をした場合の、勤務認証を明らかにすること。

7. 検温の実施は出勤点呼時のみとなっているが、出先点呼、退出点呼時の検温も実施すること。
8. 検温は駅、乗務員職場に限らず関西支社の全職場、全社員にも実施すること。また、同じ職場で働く関連会社の全社員にも実施するよう会社が責任持って指導すること。
9. 検温は当直の対面ではなく各職場の入口（運輸所の場合、守衛室前）にて行うこと。
10. 検温に必要な時間を労働時間として1分付加すること。
11. 検温の実施期間は、当分の間となっているが、検温終了の判断を明らかにすること。

**東海労は社員が安全・快適に
仕事ができるよう、会社に要求します！**